

胎 内 市 長

井 畑 明 彦 様

胎内市農業振興の発展及び農地等利用  
最適化の推進施策に関する意見書

令和8年1月29日

胎内市農業委員会

# 胎内市農業の振興・発展及び農地等利用

## 最適化の推進施策に関する意見書

日頃より、本市の農業の振興・発展に対し、ご尽力されていますことに敬意を表しますとともに、農業委員会活動についても、格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、世界的な経済情勢による農業資材等の高騰、また毎年のように予測や想定を上回る異常気象により、食料の安定供給に深刻な影響を与えており、本市においても農業者の高齢化による離農や担い手不足による農業生産基盤の弱体化、鳥獣被害の拡大や耕作放棄地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当農業委員会では農地の集積・集約化や遊休農地対策など、農地利用の最適化への取組を積極的に推進しているところであります。また、食料・農業・農村基本法や関連農地法制が改正され、農業委員会を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えております。

つきましては、本市の農業の振興・発展に向けて、農業者支援の更なる充実、併せて農地利用の最適化の推進を効率的に実施するために、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和8年1月29日

胎内市農業委員会

会長 松村孝市

# 意 見 書

## 1. 農業政策について

### （1）「地域計画」の実現やブラッシュアップに向けた支援について

地域計画は、将来の農業と農地利用の姿を目標地図として表すものであるが、地域計画の実現やブラッシュアップには、農家との継続した話し合いが求められることから引き続き関係機関や団体と連携し、定期的な見直しと進捗状況の把握に努めること。

### （2）農用地利用集積等促進計画への移行等について

現在の「農用地利用集積計画」による利用権設定の期間満了に伴う「農用地利用集積等促進計画」への移行が円滑に行われるよう農家に対して情報提供を行うこと。

また、売買事業については、地域計画の実現に向け市町村で作成する促進計画に基づき実施することになるが、国補事業要件の緩和や所有権移転登記を従来どおり市町村で行えるよう県に働きかけを行うこと。

### （3）需要に応じた米生産等の推進について

高齢化や人口減少で主食用米の需要量は減少が続いている。農業者所得の確保に向け、令和8年産米の「需要に応じた米生産」を積極的に推進し、米の需給と価格の安定を図るとともに、米粉用米等非主食用米を中心とした大豆・麦・飼料作物などの生産拡大や定着化に向けた支援を強化し、転作に協力的に取り組んでいる農家に大きく不利益が及ぶことのないようにすること。

### （4）耕畜連携の推進について

主食用米の取引価格は上がったものの、小売り価格の高騰による米離れが懸念される。また、異常気象の影響による収量の減少や品質低下などに憂慮しており、安定した農業経営は厳しさを増している状況となつ

ている。

一方、畜産農家は穀物飼料価格の高止まりにより生産費が増大しており、安定した飼料生産基盤の確保が必要となっている。

そこで、飼料自給率の向上と生産コストの低減を図るためにも、飼料用稻・米生産に取り組む農家や畜産農家に対して関係機関等と連携し、更なる耕畜連携に取り組むこと。

#### （5）生産資材等高騰対策について

国際情勢の変化や円安等により肥料・飼料や農機具等は、今後も価格の高騰や高止まりが続くものと懸念される。このため、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、生産資材等への補助支援策や農業機械の導入についてより一層の充実を図ること。

#### （6）共同利用施設の整備・更新支援について

カントリーエレベーターや育苗センターなど共同利用施設は農産物の生産、集荷、保管、流通を支える重要な役割を果たしている。今後、施設の整備・更新に向けて、新しい施設整備については高度化していることに加えて、資材価格や人件費の高騰など建設費が上がっているため、補助率や上限事業費の引き上げ等の関係機関への働きかけに取り組むこと。

#### （7）持続可能な食料システムの構築について

みどりの食料システム法が令和5年7月に施行され、国は農業の環境負荷低減を目的として、化学農薬5割、化学肥料3割の比率で使用量を削減し、有機農業を全農地の25%に拡大するとしている。

昨今の状況として、世界的な情勢不安により肥料や農業資材等の価格が高騰しているが、これを機会と捉え、化学農薬や化学肥料から脱却し、有機農業の拡大を図ることで環境負荷の少ない持続可能な農業を実現できると考えられる。

また担い手不足や高齢化などで人材の確保が喫緊の課題となっており、作業の効率化や生産性の向上などを目的とするスマート農業の導入に対して、農業者ニーズに応じた普及が図られることも必要である。

持続可能な食料システムの構築のため、希望する担い手農家が容易に取り組みできるよう、関係機関と協力して体制を整備すること。

## 2. 遊休農地対策について

### （1）新規参入者の確保・育成について

農業者の高齢化や後継者不足などにより、今後も遊休農地の増加は避けられない状況である。

遊休農地の増加を抑制する観点からも、新規参入者の確保・育成に努め、地域の中心経営体等の後継者育成に対する支援を行い、積極的に担い手の確保・育成に取り組むこと。

また、遊休農地解消の観点からも受け手が不在の農地に対して、次耕作者が見つかるまで農地が荒廃しないように、補助支援を要望する。

### （2）ほ場整備事業の推進について

担い手への農地の集積・集約化による農作業の効率化や遊休農地の発生防止を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の推進が不可欠であることから、ほ場整備事業の推進に向けて関係機関や団体に働きかけに取り組むこと。

### （3）ほ場の維持修繕に向けた取り組みについて

ほ場整備後、数十年経過した施設についても老朽化が進み、畦畔や暗渠等の基盤が崩れきっている。農地は個人の財産であり、自らが適切に管理保全する責任があるものの、修繕工事をするにも負担が大きく断念する場合がある。そのために耕作者が見つからず遊休農地化の原因となりうるため、持続的な農業を営むための今後の課題として支援策の検討をお願いしたい。

## 3. 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は、電気柵の設置や捕獲活動など実施しているが、野生鳥獣による農作物への被害は後を絶たず、中山間地域等では喫緊の課題

となっている。

地域や関係団体と協力し、被害防除・個体数管理・生息環境管理など総合的な鳥獣被害対策に引き続き取り組むこと。